

中間指針等の慰謝料賠償額と判決認容額

判決の認容慰謝料額

2018.3.16・東京地裁 42名/約6000万円	2018.3.22・いわき支部判決 213名/6億1240万円	2019.2.20・横浜地裁 175名/約4億2000万円	2019.3.26・松山地裁 25名/2743万円	2019.3.14・千葉地裁 9名/500万円	2019.8.2・名古屋地裁 109名/9683万円
居住地決定侵害としての慰謝料	故郷喪失、実家慰謝料と遺族慰謝料を併せた慰謝料	ふるさと喪失慰謝料 自己決定権侵害慰謝料	選離慰謝料	選離慰謝料	選離慰謝料
-	150万円の増額 (1450万円に追加)	50万円の増額 (1450万円に追加)	-	-	50万円の増額 (1450万円に追加)
-	150万円の増額 (850万円に追加)	50~450万円の増額 (850万円に追加)	0~150万円の増額 (850万円に追加)	-	超過額なし
-	-	(総額で9000万円程度) 原告なし	-	-	-
30万円の増額 (180万円に追加)	70万円の増額 (180万円に追加)	70万円の増額 (180万円に追加)	120万円~570万円の増額 (180万円に追加)	70万円の増額 (180万円に追加)	超過額なし
-	-	80万円の増額 (70万円に追加)	-	-	-
-	-	80万円の増額 (70万円に追加)	-	-	-
140万円をベースに事情に応じて 大人70万~200万円(62万円 ~192万円増額) 子ども110万円~190万円 (102万円~182万円の増額)	-	○子ども・妊婦100万円 (28~72万円増額) ○選離した養育親80万円 (48~56万円増額) ○上記以外の者 30万円 (18~26万円増額) 大人4~12万円、子ども等2 8~72万円控除	概ね、 本人50万円 子ども80万円	○子ども・妊婦60万円 (増額なし) ○上記以外の者 30万円 (18万円増額)	○子ども・妊婦100万円 (28~72万円増額) ○上記以外の者 30万円 (22万円増額)
-	-	-	-	否定	-